

「高齢者生活実態調査」の概要と復元

渡 邊 大 輔

概 要

本稿では、神奈川県民生部と東京大学社会科学研究所が共同で1963年に実施した「高齢者生活実態調査」（以下、高齢者調査）の概要とその特徴、および、そのデジタル復元のプロセスについて論じる。高齢者調査は、社会保障制度の整備が進む前の高齢者の経済状況を調査しており、その分析を通じて、当時の高齢者の家族との同居や別居の有無、扶養のあり方、および、世帯の経済状況などの分析を可能にする。この高齢者調査データの二次分析による知見について、さらに今後の分析を行うことが期待される変数を紹介する。最後に、調査責任者であった氏原正治郎に与えた影響について論じ、氏原が高齢者の問題を包括的な社会的、経済的な不安定性の問題とみなしていたことを論じる。

キーワード

高齢者生活実態調査、高齢者、扶養、デジタル復元、氏原正治郎

I. 高齢者調査の概要とその特徴

本稿の目的は、神奈川県民生部と東京大学社会科学研究所が共同で1963年に実施した「高齢者生活実態調査」（以下、高齢者調査）の概要とその特徴、および、関連する当時の調査との相違について論じるとともに、その調査内容、および本調査以降の調査や議論との関連について説明する¹。なお、本稿では60歳ないし65歳以上について「高齢者」という一般的な表現を用いるが、本調査に直接関連する知見を紹介する際には高齢者調査の

1 高齢者調査の詳細は、東京大学社会科学研究所の氏原正治郎と、当時東京大学経済学部助手であった下田平裕自身が『神奈川県における高齢者生活実態調査報告書 昭和38年』をまとめている（神奈川県1965）。本稿において報告書という記載はこの報告書を意味する。高齢者調査は東京大学社会科学研究所の労働調査資料No.62として位置づけられており（労働調査論研究会編1970:366-371）、いわゆる神奈川県民生部と東京大学社会科学研究所の氏原正治郎を中心としたグループが共同で実施した調査の3つ目の調査となる。

調査報告書に従って「高齢者」と記述する。

1. 1950～60年代の高齢者を対象とした社会調査における高齢者調査の位置づけ

戦後復興の途上から高度経済成長期までの1950～1960年代は、家族、社会保障、働き方などのあらゆる領域で大きな変化がおき、またその変化が国内において一般化していった時代である。1947年の民法改正によって家制度が廃止され、家族の扶養や家族との同居に対する意識は次第に変容してゆく（那須 1974, 湯沢 1999）。定年制度の普及が進むとともに（黒住 1957; 佐口 2003）、労働市場からの退出を余儀なくされる高齢者の生活保障やよりよい生活の観点から1959年の国民年金法、1963年の老人福祉法の制定など高齢期に関連する様々な政策が実施されてゆく。マクロ指標をみると、産業構造転換が急速に進みつつあったが、まだ第一次産業の比率は大きく経済規模で2割、従業者数で3割前後を占めていた。人口構造については、総人口に占める65歳以上人口の割合を意味する高齢化率は5%程度であったものの、将来的な高齢化が予測されていた。

このような大きな社会変動が起きた1950～60年代は、高齢者を対象とした社会調査の黎明期にあたり、探索的な調査が多く行われた時代でもある。社会福祉分野における高齢者を対象とした調査については、調査史の観点から中川清（2009）がまとめており、1950年代は「高齢者社会福祉調査の前史」、1960年代を「高齢者福祉調査の輪郭形成」の時期と位置付けている。この1950～60年代、および、高齢者調査の後継となる主要な社会調査、行政調査を表1にまとめた。ここからは、中川がいうように高齢者の何が問題であるのかが手探りであった状況から（表1のNo.1, 2の調査）、高齢者のライフスタイルへの関心や、年金等の社会保障制度、養老院や老人ホームなどの福祉制度の立ち上げに資する調査が増えてゆくことがみてとれる（表1のNo.3, 4, 6の調査）。

後述するように高齢者の経済生活に焦点をおいた高齢者調査は、これらの調査とは一線を画す調査である。中川は、60年代の高齢者福祉調査の特徴を「同居・扶養の一体的な構図に変化が、実態においても意識においても変化の兆しを呈した」（中川 2009: 64-65）時代の調査と位置づける。そして高齢者調査が「1960年代の社会科学の問題関心を最も鋭敏に反映した調査」（中川 2009: 61）であると評価している。これは、この調査が高齢者の経済状態の分析を通して、家族との同居や別居の有無や扶養と世帯の経済状況を別のものとして分析する視点を持つ調査であるからである。

高齢者調査の最大の特徴は、扶養規範が変化するなかにおける家族問題としての高齢者問題から、社会保障制度整備の途上において、社会経済的活動の主体であるとともにその活動が制限されるという新しい社会経済的制度的問題として高齢者の生活を捉えなおそう

表 1 1950～1960年代の主要な高齢者を対象とした社会調査 (No. 1-6)、および、1970年代初期の神奈川県による高齢者対象とした社会調査 (No. 7-8)

NO	調査名	調査主体	調査年	調査対象	対象者数、回収数、回収率	調査法	目的	主たる変数	特徴、備考	報告書名
1	老後の生活実態に ついての世論調査	郵政省簡易 保険局、総 理府国立世 論調査所	1953	全国 (65 市町村)、 60 歳以上の男女、 500 名	478、95.6%	質問票に よる個別 面接聴取 法	老後の生活の問題に 関する一般世論と実 態を知り、行政事務 の参考資料とする	家族、親族、配偶状 況、健康、入浴の有 無、嗜好品の使用、内 容や頻度 (趣味、娯 楽、教養、宗教)、交 際、日課)、小遣い銭、 職歴、学歴、保険、生 計、幸福感や寂しさ、 生活の振り返りなど の自由記述	自由記述 (実際には面接院の 聞き取り) 項目が多い。 同時の調査として、20～59 歳を対象とした「老後の生活 についての世論調査」があ る。報告書は同じで世論調査 が第 1 部、実態調査が第 2 部 となっている。 自由記述で多様な意識につ いて質問しており、何が問題で あるのかを手探りで探してい る調査票となっている。また 有料老人ホームや老人への社 会保障の認知や意識も測定し ている。	郵政省簡易保険 局・総理府国立世 論調査所 (1954) 「老後の生活実態 についての世論調 査」
2	老人の生活実態・ 福祉に関する調査	京都市民生 局、同志社 大学社会学 部研究室	1955	京都市旧市区域、 60 歳以上の男女、 350 名	273、78.0%	訪問面接	老後を善く生きるた めには社会保障の確 立が必要であり、こ の生活の樹立の基礎 資料をなすため	健康、趣味・娯楽・嗜 好・教養、交際・友 人、生活意識・感情、 職業・生計、家族関係 (配偶状況、同居者、 別居者)	社会学者が実施しているた め、学歴等を測定し、また扶 養関係の問題意識から収入の 内訳も詳細に検討している。 ライフスタイル関連 (趣味、 娯楽、宗教等) のパートが多 い。幸福感等については同居 か否かでの分析に特徴。養老 院や有料老人ホームについて も調査している点は当時の調 査の共通点がある。	京都市民生局・同 志社大学社会学研 究室 (1957) 「老 人の生活実態・福 祉に関する調査」
3	老齢保障制度およ び老後の生活等に 関する個人意識調 査 ※社会保障生活実 態調査の付帯調査	厚生省	1956	全国 (層別任意抽 出した 100 地区)、 6,000 世帯 → 結果 は荷重し、18,825 世帯で計算	40 歳以上、 25,295 人 ※うち、60 歳以上は 8,264 人	訪問面接	国民各層における生 活の実態を把握し て、わが国社会保障 制度における各種施 策の浸透状況および その影響などを究明 するとともに、老令 保障施策に対する国 民の意識および要望 などを調査し、社会 保障制度の指針を定	老齢社会保険加入の有 無、疾病社会保険加入 の有無、健康意識、持 病の有無、老齢保障制 度への意識、有料老人 ホームへの意識 このほか全体調査で、 世帯員の状況、世帯の 傷病者数や世帯類型等 の詳細、最多収入者の	厚生省 (1956) 「社会保障生活実 態調査報告」 https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/sh18030105.pdf (2024 年 12 月 28 日取得)	

NO	調査名	調査主体	調査年	調査対象	対象者数、回収数、回収率	調査法	目的	主たる変数	特徴、備考	報告書名
3										
4	高齢者調査 ※厚生行政基礎調査の付帯調査	厚生省	1960	全国（昭和35年度厚生行政基礎調査の被調査地区の1/4となる905地区）の65歳以上の高齢者	51,857人 報告書は全国推計値を記載。	訪問面接	65歳以上の高齢者に対する科学的運営に必要な資料をうること 65歳以上の高齢者について傷病状況・就業状況・生活状況などの実態をとらえ、高齢者に対する諸施策を講ずるに必要な基礎資料を得ること	配偶状況、健康・傷病状況、就業状況（含む、最終離職年齢と離職理由）、福祉年金受給状況、収入、寝室の状況	報告書の後半には、老人福祉に関する世論調査も報告書に入っている。 高齢者を対象とした調査票は1枚のみであり、主として健康・傷病状況、および、年金状況が中心である。寝室について寝室数、誰と使用しているかを調べている点に独自性がある。	厚生省 (1961) 「高齢者調査報告」
5	高齢者生活実態調査	神奈川県民生局、東京大学社会科学研究所	1962	神奈川県60歳以上の者がいる世帯6,400世帯	7,030人	訪問面接（調査員は民生委員）	神奈川県における「老令者」の生活実態を、主としてその経済的な側面に焦点をしばって明らかにし、最近とみに関心を呼びつつある老令者対策のための基礎資料を供しようということ	世帯の状況、最長職、収入状況（総額、年金、仕送り）、配偶状況、子の同別居やその理由、就業状況（含む、働いていない理由）、家事手伝いの有無、使用している部屋、健康状況	経済生活および家族との関係のなかでも特に同居、別居や仕送りなど扶養に関連する項目が多く、老後の経済的自立を意識した調査票となっており、逆にライフスタイルなどの項目はなく、社会意識調査ではない。	神奈川県 (1965) 「神奈川県における高齢者生活実態調査報告書 昭和38年書」
6	老後の生活に関する世論調査	内閣総理大臣官房広報室	1969	全国の50歳以上の者、3,000人（層化2段無作為抽出）	2,565人	訪問面接	老人の生活実態や就業に対する態度、並びに余暇利用等について調査し、老人に対する福祉行政の参考資料とする	家庭生活（親子の同居）、住宅事情と老人ホームへの意識、健康状況、就業の実態及びその態度、経済生活・年金、余暇の実態と老人クラブ、生活意識（生きがい、悩み）、老人施策に対する意識	調査対象が50歳以上と拡大された世論調査であり、また、内閣官房の独立された調査である。同居しているものの同居意向は低下など、実態と意識の乖離に注目した結果が提起されている。	内閣総理大臣官房広報室 (1969) 「老後の生活に関する世論調査」
7	昭和45年「ねたきり」老人生活実態調査	神奈川県	1970	横浜市を除く神奈川県下の65歳以上で居宅でかつ「ねたきり」（3か月以上）	2,832人 （本人の回答は612人、本人以外の回答は2,209人）	訪問面接（調査は福祉事務所）	高齢のうち約5%がその状態にあり世間の関心が高まっている「ねたきり」老人について、その生活実態とそのニーズを把握する	世帯構成、寝たきりの理由（疾病、食事や介護の関心事の有無）、受診状況、福祉制度の認知・利用、収入等の経済状況、施策への希望	常時介護を必要とする「ねたきり」老人の実態把握をかなうの規模で行った先駆的な調査の一つである。社会福祉調査の側面が大きく、ねたきり老人の困難の特定が目的となっており。	神奈川県 (1970) 「神奈川県における「ねたきり」老人の実態—昭和45年「ねたきり」老人生活実態調査結果」

NO	調査名	調査主体	調査年	調査対象	対象者数、回収数、回収率	調査法	目的	主たる変数	特徴、備考	報告書名
8	ひとり暮らし老人生活実態調査	神奈川県	1973	神奈川県下に居住する満65歳以上のひとり暮らし老人全員7,223人	対象者数、回収数、回収率 6,755人	訪問面接 (調査は民生委員)	県下(横浜、川崎市を含む)に居住する「ひとり暮らし」老人とその生活実態を把握し、県民生活行政の効率的運用を図るための基礎資料をえる	経済状況、住宅、健康・医療、一人暮らしの期間、家族状況(子の有無、配偶状況等)、食事、友人、余暇、孤独感、不安感、就労・経済状況、県の広報の認知、県の福祉サービス利用	No.7と調査票の設計が同一であり、ひとり暮らしの高齢者の生活実態と課題を明らかにしようとした社会調査である。報告書では、第3章においてひとり暮らし高齢者の生活構造分析が行われ、子どもの有無が収入や介護、身体状況、住生活、日常生活、孤立、生活意識と相互に関連していることが示されている。	神奈川県(1973)「ひとり暮らし老人生活実態調査報告書昭和48年10月版」
9	高齢者就労実態調査	東京都社会福祉協議会	1974	東京都の高齢者職業相談所の利用者	就職者218、退職者208、不調者230	訪問面接	就労を希望または就労している高齢者の特質を明らかにすることともに、就労の経緯及びその実態を捉え、高齢者就労の問題点を明らかにすること	生活歴、生活状況、就職状況(職種、条件)、退職理由	求人・求職状況調査(紹介所の求職カードに基づく全数調査)、事業所調査もあり。高齢期の求職に特化した調査であり、また種の高齢者無料職業紹介所の実態分析となっている。そのため、高齢者の就業というよりは高齢者の求職の調査と言える。	東京都社会福祉協議会(1974)「高齢者就労の実態」74「調査報告」

とした点にある。

なお、表1の後半には神奈川県民生部が実施した1970年代前半までの高齢者を対象とした調査についても記載している(表1のNo.7,8)。これらは、社会科学研究所の氏原正治郎らとのグループとの共同調査関係を終えたのちに高齢者のより個別具体的な課題(ねたきり、ひとり暮らし)を対象とした調査である²。これらの後継調査は当時のアクチュアルな問題関心を鋭敏に反映した調査であるが、包括的な高齢者の生活のあり方の測定という視線は後景化してゆく。この意味でも、包括的な視点から高齢者の生活実態に迫った本調査は、高齢者の生活課題全般に焦点をおきつつ、とくに経済面と扶養面に焦点をおいたという点に新規性がある。

2. 高齢者調査の概要

次に高齢者調査の概要について説明する。高齢者調査は、1963年7月時点で神奈川県に居住する60歳以上の高齢者を対象とした社会調査である。ここで60歳という基準は便宜的な基準として設けられたものであり、「60才以上の年令集団がなんらかの点で等質性を備えた集団であると主張するのではない。それは、むしろ、分析の結果を待って結論できる事柄である」(神奈川県1965:6)とし、どのような集団かは仮説的に想定しつつも、実態調査であるという点を強調した調査となっている。

高齢者調査の目的は、前述したように「神奈川県における「老令者」の生活実態を、主としてその経済的な側面に焦点をしぼって明らかにし、最近とみに関心と呼びつつある老令者対策のための基礎資料を供しようということ」(神奈川県1965:1, 下線は引用者)である。高齢者の経済的側面を中心とした調査であるという点に特徴があり、その特徴は調査項目に反映されている。調査項目は、高齢者を含めた世帯員全員の就業状況(職業、従業上の地位、業種・規模、雇用形態)、月の収入金額(勤労・事業収入、恩給年金、仕送り収入、欄外に記載された資産収入)を測定するとともに、職業歴、個人収入の詳細、家族関係(配偶関係と子どもとの同居状況、および、同居、別居理由)、就業状況と就業していない理由、健康状況について測定している。

前項で述べたように、当時の高齢者を対象とした各種調査では高齢者のライフスタイルや意識(幸福感や生きがい)、老人ホームや養老院など今後整備が予定されているサービス

2 1970年ころから神奈川県民生部の調査は、社会福祉学者である社会調査研究所の三浦文夫が調査の企画、分析にかかわるようになる。その調査設計や調査票、集計のあり方などは、氏原正治郎らによる労働調査資料としての調査とは大きく変わっている。詳しくは神奈川県(1970,1973)の報告書を見て比較していただきたい。

への意見などが測定されているのに対して（表1のNo.1-3, 6の調査など）、本調査では就業や年金を含めた経済生活、経済生活と直結する扶養関係を把握するための家族状況が調査され、それ以外の項目は調査していない。

高齢者調査の調査手法は、訪問面接による他記式質問紙調査である。民生委員が訪問し、高齢者に面接して、調査票に調査員自身が記入する形であった。調査対象は、1963年7月時点で60歳以上の者がいる世帯6,400世帯であり、当時の神奈川県で民生委員3,200人がそれぞれ2世帯を担当した。具体的には、各民生委員が担当の地域において、世帯収入分布3区分（4.5分位以上、2.5-4.5分位、2.5分位未満）と世帯に住む高齢者の年齢2区分（60-69歳、70歳以上）を組み合わせた6カテゴリーのいずれか2ケースを無作為に割り当てられて訪問面接調査している。この際、割り当てでは必ず1ケースが60-69歳、もう1ケースが70歳以上のものがある世帯となるようにしていた³。なお、世帯に複数の高齢者が居住している場合はその全員が調査対象となっている。

この回収状況には明確な偏りがあり、個票データの二次分析において解釈に注意を要する点がある。それは、男女で回収率が大きく異なっていることである。調査全体の世帯の回収率は91.3%と高く、回収した世帯に住む男性の高齢者への個別質問の回収率は98.7%とほぼ全数となっている。これに対して、女性の高齢者への個別質問の回収率は52.3%とほぼ半数となっている。この差は、世帯主のみが回答すればよいと考えた調査員が多くいたためと考えられる。報告書ではこの回収率の影響も分析しているが、影響が大きいので基本的な分析は男女別で行う必要があるとしている（神奈川県1965: 20-24）。そこで、高齢者調査を分析する際には、すべての項目において男女別に行う必要がある。

このように男女別の回収状況には偏りがみられるものの、対象となった世帯の高齢者すべてを調査対象とした意義は大きい。同時期の社会的な関心による大規模社会調査として1955年、1965年⁴のSSM調査がある。いずれも東京大学社会科学研究所のデータアーカイブであるSSJDAからデータが提供されており、個票をもちいた分析が可能である。しかし、いずれの調査も対象は20-69歳の男性のみとなっており、女性は対象となっていない。そのため、SSM調査の対象となっていない高度経済成長期の高齢者、それも男女双方の就業状況や最長職を含めて分析することができる高齢者調査はオリジナリティのある社会調査である。

3 この世帯収入による割り当てを可能にするためには、民生委員が調査対象者の収入区分を正確に把握している必要がある。この点について報告書に詳細な記載はないが、おそらく民生委員が自らの知人関係を中心に調査を行ったと考えられる。このような神奈川県調査における民生委員が調査主体であったことの問題点については社会調査問題研究会（1970）、および、堀江（2024）を参照のこと。

4 1965年のSSM調査の対象は20歳以上となっているが、提供されている個票データは20-69歳のみとなっている。

また、老齢者調査は個人を対象とした調査であるとともに、世帯調査であるという特徴をもつ。これは、氏原正治郎らのグループが神奈川県民生部と行った全ての調査の特徴である。このことは調査票を見ると理解できる（末尾の資料）。調査票の紙面の上部が世帯の状況についてとくに就労や収入面から詳細に測定する部分（世帯パート）であり、紙面の下部3分の2程度が個々の老齢者の状況を測定する部分（個人パート）となっている。この世帯と個人双方の経済状況を測定することは老齢者の問題を「経済的側面に焦点をしばって」分析するために必要なアプローチである。世帯は何よりも経済的単位であり、同時に家族による扶養に密接にかかわる集団であり、個人に還元できない特性をもつからである。そのため、世帯にネストした個人の調査という氏原正治郎らのこれまでの調査の積み重ねの延長線上に老齢者調査が位置づけられる。

II. 老齢者調査の復元プロセス

1. 保管状況と撮影

次に老齢者調査のデジタル復元のプロセスについて説明する。老齢者調査は東京大学社会科学研究所の書庫に保管されており、調査票は経年劣化によってやや古びているものの十分に判読可能で、良好な保管状況であった。調査票は対象者ごとに片面のみの1枚の用紙となっており、世帯に複数の対象者となる老齢者がいる場合には上部をホッチキスで止めて保管されていた。ただしこのホッチキスは劣化していることも多くみられた。

この調査票を2015年1～3月に東京大学の学部生、大学院生、および、成蹊大学の学部生らの助力を得て東京大学社会科学研究所にてすべてデジタルカメラによって撮影した。撮影においては、老齢者調査は世帯ごとにその世帯に居住する老齢者全員が対象となっている階層的な社会調査であることを踏まえ、すべての撮影画像に「個人ID－世帯ID」を振ることで管理した。

報告書記載の総回収世帯数は5,850世帯であり、うち20世帯は記入状況が悪く徐対象から除外されているため5,830世帯が有効回収とされた。このうち社会科学研究所に残存していた調査票は5,814世帯であった。差分となる16世帯については事情は不明である。

また報告書記載の有効回収者数は7,009人であったが、撮影した調査票は7,030枚であった。これは、世帯に3人以上老齢者がいた場合に対象から除外されていることが影響しているためである。そこで復元にあたっては3人以上の場合も全員を復元対象としている。その結果、復元したデータの回収世帯数は5,814世帯であり、老齢者の回収数は

7,030人（男性4,590人、女性2,433人、性別不明7人）であった。

2. コードの整備と入力

高齢者調査の撮影と並行して、調査票から入力用のフォーマットと入力コード一覧を作成した。

入力コードは、高齢者調査に先行してデジタル復元した「[「ボーダー・ライン層」調査]（正式名称は神奈川県民生基礎調査）、[「団地調査」]（正式名称は団地居住者生活実態調査）でのコードを踏まえ、世帯主との関係などのコードはできるだけ同一のものとし、一部必要に応じて修正を加えた。なお「～の配偶者」「～の嫁」「～の夫」など、世帯主からみた家族、親族関係の配偶者が記載されている場合があり、それらは識別できるように2桁のコードに100を足したコードを割り当てている。

調査票にない項目として、①財産・資産収入、②世帯員の記入欄数、③回答者の世帯員番号の3項目を新設している。①財産・資産収入は、調査票の欄外に記載されている財産・資産収入の情報を記録するために新設した。世帯の状況には各世帯員の収入の内訳として、勤労・事業収入（5月分）、恩給年金（月額に換算）、仕送り収入（月額に換算）の3つの欄が設けられておりその金額を記入するようになっている。しかし、いくつかの調査票では仕送り収入の右横の欄外に財産・資産収入が記載されていた。そのため、この財産・資産収入の項目を新設し、全員について入力するようにした。なお、個人の収入については財産・資産収入を含め4種類の月額の金額を記載するようにしているが、家族従業者などで内訳が不明な形での回答が多くみられた。このため、「家族従業者のため内訳不明」というコード、および、財産・資産収入については業主として借家をしている場合などがあるため「勤労・事業収入と資産・財産収入の内訳不明」というコードを新規に割り当て分析者が把握できるようにしている。②世帯員の記入欄数は、調査票にある世帯員数と実際に調査票の世帯の状況の欄に記入されている人数が一致しないことがあることから、実際の記入している人数を入力する項目として新設した。③回答者の世帯員番号は、高齢者調査の調査票が世帯パート（各世帯で1枚のみ回答）と個人パート（各世帯の高齢者全員が1枚ずつ回答）があり、個人パートの回答者が世帯パートの何人目の世帯員であるかを明確にするために新設した。

調査票の世帯の状況には、5人分の欄が用意されているが、すべての調査票を精査したところ最大で11人の記載があったことから11人分のカラムを用意している。

以上の準備作業を行うことで⁵、最終的には1票あたり233カラムとなった。

入力作業は、2015年6月から2016年2月に成蹊大学において実施した。入力者はおも

に学生アルバイトが担った。入力とは原則として異なる入力者によって独立に2度行い、その上で照合作業を行った。ただし省力化のため自由記述欄は1度のみ入力とし、必要に応じてアフターコーディング作業時に修正を行った。自由記述のうち世帯員全員の現在の職業と、高齢者の最長職についてはSSM75, 95調査を参考にしつつJGSSの職業コードに準拠した形で2016年8月にアフターコーディング作業を行っている。

なお、健康状況の欄にある病気の自由記述については、現時点ではアフターコーディングは行っていない。

Ⅲ. 高齢者調査における成果と今後分析が期待される変数

高齢者調査をもちいた研究成果はまだ乏しく、刊行されたものとしては渡邊(2024)があるのみである。この節ではこの論文における2つの知見を紹介するとともに(第1, 2項)⁶、今後、分析が期待される変数について紹介する(第3項)。

1. 高度経済成長期の高齢者の働き方と退職

高齢者調査では、男性の無業者は39.7%、女性の無業者は77.9%であった。男性は業主が31.3%と就業しているものの過半を占めていた(就業者のなかでは51.9%)。有業の女性の従業上の地位は家族従業が多くみられた。男性の数値は2020年現在の高齢者の就業率と比べても高い数値である。また、当時の女性は男性に比べて高齢者の無職率が高く、仕事を続けている場合の多くは家族従業か業主など農業を含めた自営業であった。高度経済成長期初期において、高齢者の就業は農業などの第一次産業が中心であり、また、雇用労働ではなく業主や家族従業といった自営業の形態が主であった。すなわち、高度経済成長期初期の高齢期の就業は産業構造転換に周辺部において行われていたことが高齢者調査からも確認されている。

また、最長職の職業と現在の職業の移動表を分析した結果、最長職からの継続傾向にあるが、最長職の職業間で現在までの職業継続には違いがみられた。男女ともに、最長職、現職ともに農業の継続率が高く、また自営業になりやすい職種の継続率も高かった。ただし、女性は高齢期に就業を継続しない傾向にあった。また現職での農業に対して、最長職

5 実際には入力中に何度もイレギュラーな回答が見つかり、その都度コード表と入力フォーマットの改訂を行いつつながらの作業となっている。

6 結果の図表は割愛している。渡邊(2024)をご確認いただきたい。

が異なるものは少なかった。このことは、農業の外で働いたものが、高齢期になって農業に戻る「帰農」が起きていなかったことを示している⁷。

さらに退職理由を見ると、男性は身体問題が、女性は身体問題とともに家族の就業継続への不賛成が大きな要因となっていた。この時期の老親が働くことへの家族の態度が、性別によって異なっていることが示されており、社会保障制度が整っていないなかで家族の老親に対する意見がとくに女性の退職をもたらしていた点は、農業が中心であった当時の働き方において興味深い知見をもたらしている。

このように高齢者調査は、当時の高齢者の働き方や職業のあり方を明瞭に示すものであるとともに、定年制が普及していない世界における働き方の意味の再検討を可能にする社会調査である。

2. 高齢者の子からの自立生活意識

渡邊（2024）では高齢者の子からの自立生活意識についても分析している。これは、前述したようにとくに女性が家族の意向によって仕事をやめることが多かったとしても、子から自立して生活を営むことができると考えていたかを検証したものである。そこで、「子どもの世話にならなくて暮らせる」という設問に注目して分析している。その結果、「暮らせる」との回答は男性が43.4%、女性は20.5%であり、男女で大きな違いがみられた。さらに多変量解析をもちいた分析も行っている。

これらの分析からは、男女ともに当時の高齢者は経済状況を重視した自立感を持っていたことがわかっている。現在、高齢者の生活最大の課題は孤独や健康問題、介護問題に焦点が置かれる傾向にあるが、当時は、家庭内における介護問題としてよりも経済問題がまず重視されていた。そしてこの経済問題は家族形態によって大きく異なっていた。実際、この違いは世帯の等価所得の平均にも表れており、配偶者や同居子のいない高齢世帯は明らかに等価所得が低い傾向にあった。

高度経済成長期の高齢者の自立は経済的な意味において家族に依存しており、働ける男性は自立できるものの、女性は家族から切り離されると苦境に陥る傾向が明らかであった。そして、このように所得が低く、かつ、社会保障制度の整備が行われていないなかでも子から自立した生活ができると答えている人がいるということは、生活水準への期待値

7 高齢者調査は就業を測定しているがそれはあくまでも経済的な対価が発生するものに限定されており、家庭などで自家消費用の畑作を行うことを職業としては回答していない。高度経済成長期前期において、年をとったら「畑に戻る」という生活はあったかもしれないが、それは職業としての農業ではなく、家事ないし趣味の延長線上の活動であった。

を低くしているからこそ可能となっていると推察できる。老齡者調査は、家族構造や産業構造が変化するなかで新しい自立意識が模索されていくプロセスを反映した調査でもあったのである。

3. 今後、分析が期待される変数

今後分析が期待される変数として、3つの変数についてその設問と性別別の記述統計を紹介する。

(1) 多様な収入源

近代社会において、収入は経済生活を営む上でのもっとも重要な基盤である。老齡者調査では、他の調査に類を見ないほど仕送りを含む多様な収入源と具体的な金額について測定している。表2にはその収入源の有無について、収入の種類および受けている年金・恩給の有無の種類をまとめた。表2からは、収入源について男女において違いが大きいことがわかる。第1項で述べたように就労率が違うことから勤労・事業収入に差があることは当然であるが、女性のほうが仕送りを受けており、また恩給・年金の受給率も10ポイント以上高い。さらに女性は生活保護の受給率も高くなっている。受けている恩給・年金については福祉年金では違いがあり女性が多く、共済組合、文官恩給が10ポイント程度男性が高いという違いがある。福祉年金については、世帯に一定の所得がある場合に一部または全額が支給停止となっていたため、この違いとなった可能性がある。

また、老齡者調査では仕送り人数について、子ども、兄弟姉妹、その他別で聞いている。結果は割愛するが、仕送りは基本的には子どもがほとんどであり、兄弟姉妹、その他

表2 性別別、収入源と受給している年金の有無

収入源	男性	女性	受けている恩給・年金の種類	男性	女性
	(N=3163)	(N=2088)		(N=1342)	(N=1138)
勤労・事業収入	66.3%	35.3%	厚生年金	7.8%	6.8%
仕送り収入	9.2%	16.1%	福祉年金	37.8%	54.2%
恩給・年金	42.0%	54.0%	共済組合	12.1%	2.9%
生活保護	4.9%	12.1%	文官恩給	17.2%	7.1%
家賃・間代	13.4%	8.6%	軍人恩給	21.3%	23.2%
地代	6.6%	2.8%	私的年金	1.3%	0.7%
有価証券収入	5.6%	1.8%	その他	7.7%	9.5%
その他	2.4%	2.1%			

注：受けている年金の有無については、「恩給・年金」を選択した人のみをNとしている

はごくわずかである。

以上からは、本人の就労、家族からの扶養、社会保障制度による再分配、資産収入のような不労所得といった複数の組み合わせのあり方があったことが想定される。この項目からは、社会保障制度の整備途上において、高齢期の収入の組み合わせのパターンがいかなる要因によって規定されているのか、さらにはそのパターンが家族、親族状況とどのように関連しているのかといった分析ができる。

(2) 別居家族と離家理由

高齢者調査では扶養のあり方にも注目し、家族との同居、別居についても測定している。とくに他の項目にあまり見られない項目が、子との別居理由と今後の同居希望についての質問である。同居の理由や今後の希望についても同様に質問しているが、とくに特徴的な別居について紹介する。

表3は、高齢者調査における子との同居状況の記述統計である。男女ともにほぼ8割が子と同居しており高齢者は子どもと同居している。8割という数値は大きく、1963年の時点でも強い同居規範が存在していたことがわかる。しかし、10%強の高齢者は子どもがおおり、かつ別居している。

そこで、この子どもがおおり、かつ、別居している人について別居理由と別居している子との同居希望の有無について質問しておりその結果を表4にまとめた。この表からは、別居理由が多様であることがわかる。この別居理由は単一回答項目であるためもっとも強くあてはまる選択肢を答えていると考えられるが、「仕事の都合上」という必然的なものだけでなく、「気楽だから」「別居するのが当然だから」という回答も3分の1強いる。また別居している子との同居希望についても、「一緒に暮らしたい」という回答が2割強であり、一定のニーズはあるが現状維持的な回答傾向にあることがみてとれる。

この項目もまだ分析が進んでいないが、すでに1960年代前半において子との同居規範を持たない高齢者が登場している点は興味深い。これがいかなる人々であり、なぜこのような意識を持つことが可能であったのかは、家族社会学的にも老年学的にも興味深いテーマであり、今後の分析が期待される変数である。

表3 子との同居状況

	男性 (N=3,530)	女性 (N=2,747)
同居	80.2%	78.9%
子どものところをまわっている	0.1%	0.2%
別居	11.6%	10.7%
子どもがいない	8.0%	10.2%

表4 性別別，子どもとの別居理由と，別居している子との同居希望

別居の理由	別居している子との同居希望		男性 (N=426)	女性 (N=398)	
	男性 (N=427)	女性 (N=387)			
めんどろのみてがない	6.8%	10.9%	一緒に暮らしたい	23.2%	21.4%
自分または子供の仕事の都合上	47.3%	41.6%	このままでよい	60.1%	59.5%
気楽だから	23.0%	24.5%	どちらでもよい	15.7%	14.3%
別居するのが当然だから	13.8%	13.4%	その他	0.9%	4.8%
その他	9.1%	9.6%			

注：子との別居者のみを対象としている

(3) 性別役割分業と家制度規範

高齢者調査には、当時の他の調査にほとんどみられない項目として家事内容についての項目、および、部屋の使い方の項目がある。これらは、私的領域における性別役割分業や家長としての自宅の利用状況、すなわち、家制度規範を反映している項目と考えられるだろう⁸。

まず前者について表5、6に記述統計をまとめた。前者は、「あなたは家事を手伝いますか」という項目に対して、性別別に比率と度数を掲載している。この表からは家事の手伝いについて大きな男女差があり、女性のほうが家事の手伝いをしている。従業上の地位別にみると女性が雇人のある業主の場合を除いて、基本的に家事を行っている。雇人のある業主は経営者であることから、家事手伝いが免除されていた可能性がある点は興味深い。

表5 性別別，従業上の地位別，家事の手伝いの有無

	男性			女性		
	手伝う	手伝わない	N	手伝う	手伝わない	N
全体	47.5%	52.5%	3,430	87.8%	12.2%	3,290
雇人のある業主	18.4%	81.6%	239	50.0%	50.0%	14
雇人のない業主	42.0%	58.0%	820	94.0%	6.0%	116
家族従業者	49.8%	50.2%	478	94.0%	6.0%	435
家庭内職者	66.7%	33.3%	12	98.0%	2.0%	50
被雇用者	39.0%	61.0%	487	88.3%	11.7%	94
無職	58.4%	41.6%	1,342	86.4%	13.6%	2,570

8 報告書では、家事について性別役割の観点と家計担当者か否かでこの項目を分析している。また、部屋の使い方について基礎集計は行われているが、詳細な分析はなされていない。

表6 回答のあり方別、家事の手伝いの内容

	男性		女性	
	単一回答設問 としての回答 (N=1,268)	複数回答設問 としての回答 (N=326)	単一回答設問 としての回答 (N=1,711)	複数回答設問 としての回答 (N=1,107)
炊事	5.4%	31.9%	40.9%	74.1%
買物	4.4%	37.1%	1.9%	50.5%
洗濯	0.1%	25.5%	1.3%	57.4%
掃除	31.5%	75.5%	11.7%	75.5%
さいほう	0.0%	7.7%	2.2%	28.7%
子守り	8.6%	18.7%	8.7%	25.7%
留守番	37.1%	65.3%	28.5%	56.9%
その他	12.9%	11.7%	4.8%	8.8%

注：調査票上は単一での回答が想定されている。

表6は調査票の設計に問題があり、単一回答項目としての回答と複数回答項目としての回答が混在してしまっている。そのため、複数の選択肢を選んだものと1つのみのものを別々に集計し、分析者が選択できるようにしている。この結果は、性別役割分業の形成過程に再考を促すものである。性別役割分業は、高度経済成長期の専業主婦化などによって社会に広範に広まったというのが一般的な知見であるが、第一次産業が多く、かつ日本型雇用慣行における分業体制を経験していない当時の高齢者においても、このような分業体制があるとすれば、これはいかなるメカニズムによるものかは検証の余地がある変数である。なお、家事の「手伝い」というワーディングには注意が必要である。家事の中心的な担い手は自身が行っている家事を「手伝い」とは考えていない可能性があるからである。この点についてもさらなる分析が必要となるだろう。

次に、部屋の使い方についての項目を紹介する。これは、「使用している部屋」についての設問であり、「自分（夫婦）のみで使用」「他の夫婦と共用」「子または孫と共用」「その他」の4つの選択肢がある。その結果を表7にまとめた。基本的に「自分（夫婦）のみで使用」が男性ではもっとも多く、次いで「子または孫と共用」とあわせてほぼすべてを占めている。この傾向は女性も同じであるが、男性に比べて10ポイント程度「自分（夫

表7 高齢者調査における部屋の使い方

	男性		女性	
	人数	割合	人数	割合
自分（夫婦）のみで使用	2,031	58.1%	1,671	48.8%
他の夫婦と共用	55	1.6%	68	2.0%
子または孫と共用	1,342	38.4%	1,608	47.0%
その他	68	1.9%	77	2.2%

婦)のみで使用」が少なくなっている。この部屋の使い方の違いが家長であるからという旧来の家制度的な規範の延長線上にあるか、あるいは主たる家計担当であったり、家での仕事をする必要があるかなどはいかなる背景をもつのかまだ分析されていない。部屋の使い方というミクロな点にこそ規範性が現れるとすれば、当時の家庭生活を反映している項目であると考えられる。今後の分析によって新しい知見がもたらされる可能性がある変数である。

IV. 高齢者調査後の展開

1. 高齢者調査が氏原正治郎に与えた影響

本稿を閉じるにあたり、高齢者調査が与えた影響として、代表者であった氏原正治郎がその後に高齢者雇用問題にかかわるようになった点に触れたい。

氏原は東京大学社会科学研究所にて、神奈川県民生部と5つの調査（「ボーダー・ライン層」調査、福祉資金行政実態調査、高齢者生活実態調査、ソーシャル・ニーズ調査、団地居住者生活実態調査）を共同で実施し、そのすべてにおいて責任者を務めている（労働調査論研究会編 1970）。氏原は労使関係論を専門とし、また、1952年に江口栄一らと行った「貧困層の分布（富山）調査」以降、多くの貧困に関連した調査を実施した。しかし、高齢期についての1950～60年代に氏原がかかわった調査は、管見の限りこの高齢者調査のみであった。1960年代の氏原の著作を見ても、高齢者調査への言及は少ない。

しかし、1975年に氏原が社会保障審議会の委員に就任して以降、再び高齢者問題について言及するようになる。定年退官をした1981年以降は雇用促進事業団雇用職業総合研究所長に就任するとともに高齢者雇用についてとくに政策立案等にかかわり、関連する著作も残している（氏原 1982; 氏原編 1985）。その中で、この高齢者調査の経験と神奈川県民生部の意向がミスマッチであったことについて次のように言及している。「この〔高齢者〕調査のように、問題を持った高齢者に対象を限定せず、しかもどちらかといえば、雇用・就業、それからの引退家庭、引退の生活に重点をおいた包括的調査は、必ずしも神奈川県民生部の期待にマッチしたものではなかったと推察され」（氏原編 1985: 232, []内は引用者追記）、「神奈川県民生部が期待したのは低所得「不安定」階層としての高齢者の生活実態であったに違いない」（氏原編 1985: 240）。高齢者調査によって不安定とは限らない当時の高齢者の経済生活を描き出した氏原にとって、経済的な苦境に陥る高齢者像を求めた神奈川県とは問題の認識の構図が大きく異なるものであった。しかし、ここで述べられ

る、福祉的な問題関心と経済生活全般への問題関心のズレは、オイルショック以降の高齢者の社会経済的環境の変化によって大きく変化する。生活保護に占める高齢者の割合が急増し、高齢者の経済状況に大きな問題が起きる。同時に、年金等の社会保障制度が普及するなかで高齢者の社会参加という問題も明瞭になってくる。現代的に言えば、高齢層の、あるいはすべての階層の経済面だけに還元できない多面的な不安定さが浮き彫りになるのである。

氏原は、1982年に「高齢者と労働に関する総括的諸問題」という論考において、高齢者の労働市場における需給双方の構造的課題を簡潔にまとめたうえで、次のように述べている。

「高齢者集団の中における雇用＝経済的活動を含む多様な社会活動は、一定の年齢以上を高齢者として定義し、その集団の構成員に共通した特徴として記述することはできない。今、全体社会の構造的変化、環境条件—この点については上述した—の変化を抜きにしても、加齢とともに次の三つの条件によって変わる。

- ①加齢とともに体力も衰え、健康もすぐれなくなること。
- ②次々と高齢に達してくる人たちとの世代的価値観の変化。
- ③以上の二つは、漸次的に起きる変化であるが、定年年齢、年金支給開始年齢などの制度的条件は、高齢者の加齢の過程で外から与えられた節目であって、これによって外的条件が大きく変化する。これらの制度的条件は、果たして高齢者の社会活動にどのようなインパクトを与えるのだろうか。

このようにしてみると、高齢者の社会活動上の変化は、一定年齢以上のもの一般の特徴として一義的に述べることはできず、加齢に伴う様々な条件の変化の中で、まず雇用から引退し、非経済的社会活動に従事し、最後に要介護状態に移っていく過程及びそれぞれの段階における特色として描くほかにないことになる。」(氏原 1982: 15-16, 下線は引用者)

この文章には、1963年に比べて、老後が次第に長くなる中で虚弱化する高齢者への視点があるとともに、高齢者を一律に経済的活動から排除して捉えるのではなく、高齢者をもつ多様性を考慮しつつ社会保障制度や経済状況、世帯構造などの様々な諸条件のなかにおいて、その活動のあり方を考察しようとする姿勢がみてとれる。ここで氏原は、高齢者の問題を多面的に捉えるとともに、包括的な経済的、社会的、福祉的な問題であり、その問題をうみだす不安定性の構造に注目するべきであると指摘している。この姿勢は高齢者調査から一貫したものである。この意味で、高齢者調査は氏原にとって大きな影響をもた

らした調査であった。老いによって不安定化する生活を経済生活と扶養という次元に限定しつつも多面的に測定しようとした調査であり、現代の社会調査のあるべき姿を先取りした調査であったともいえるだろう。

2. 最後に：データ公開に向けて

本稿で紹介した高齢者調査はすでに公開に向けたデータクリーニング作業をほぼ終えている。2025年中には東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターに寄託し、同センターのSSJDAにて公開を行う予定である。

ここまで述べてきたようにデジタル復元した高齢者調査の分析はまだ端緒についたばかりである。高度経済成長期における高齢者の生活実態はもとより、その経済生活の多元性、女性の社会階層、家事分担のあり方など多様な分析が可能となるデータセットである。ぜひ高齢者調査が公開された後に、様々な関心を持って分析を進めていただきたい。

参考文献

- 堀江和正（2024）「調査員」を中心に社会調査を描きなおす——神奈川調査シリーズにおける民生委員の役割に着目して」相澤真一・渡邊大輔・石島健太郎・佐藤香編『戦後日本の貧困と社会保障社会調査データの復元からみる家族』東京大学出版会、35-52頁。
- 神奈川県（1965）『神奈川県における高齢者生活実態調査報告書 昭和38年』神奈川県。
- 神奈川県（1971）『神奈川県における「ねたきり」老人の実態——昭和45年「ねたきり」老人生活実態調査結果』神奈川県民生部社会課。
- 神奈川県（1972）『昭和47年神奈川県における高齢者生活実態調査報告書』神奈川県。
- 神奈川県（1973）『神奈川県におけるひとり暮らし老人生活実態調査報告書 昭和48年10月版』神奈川県民生部。
- 経済企画庁国民生活局編（1968）『深刻化するこれからの老人問題——国民生活審議会調査部会老人問題小委員会報告』。
- 厚生省（1956）『社会保障生活実態調査報告』厚生省。
- 厚生省大臣官房統計調査部（1960）『昭和35年高齢者調査報告 付 老人調査に関する世論調査報告』厚生省大臣官房統計調査部。
- 厚生省大臣官房統計調査部（1969）『昭和44年厚生行政基礎調査報告』厚生統計協会。
- 黒住章（1957）『停年制』日本評論新社。
- 京都市民生局・同志社大学社会学研究室（1957）『老人の生活実態・福祉に関する調査報告』。内閣総理大臣官房広報室、1969、『老後の生活に関する世論調査』内閣総理大臣官房広報室。
- 那須宗一（1974）「老人扶養の変貌」家族問題研究会編『現代日本の家族——動態・問題・調整』培風館、82-87頁。
- 中川清（2009）「日本における高齢者福祉調査の形成と高齢者像——1950年代と60年代の生活実態調査を中心に」『同志社政策研究』3号、48-67頁。
- 労働調査論研究会（1970）『労働調査論研究会ノート』No.6。
- 労働調査論研究会編（1970）『戦後日本の労働調査』東京大学出版会。
- 佐口和郎（2003）「定年制度の諸相」佐口和郎・橋本秀一編著『人事労務管理の歴史分析』ミネルヴァ書房、281-332頁。

- 東京都社会福祉協議会（1967）『家庭内ねたきり老人の実態——調査報告』東京都社会福祉協議会.
- 東京都社会福祉協議会（1974）『高令者就労の実態'74——調査報告』東京都社会福祉協議会.
- 氏原正治郎（1982）「高齢者と労働に関する総括的諸問題」高齢者福祉雇用研究会編『高齢化社会の就労問題』東京都社会福祉協議会，9-16頁.
- 氏原正治郎編（1985）『都市高齢者の雇用問題』日本労働協会.
- 湯沢雅彦（1999）「戦後日本の老人扶養と相続の変容」奥山恭子・田中真砂子・義江明子編『扶養と相続』早稲田大学出版部，238-254頁.
- 渡邊大輔（2024）「戦後日本型労働・雇用－保障体制の手前における高齢者の働き方と子からの自立生活意識」相澤真一・渡邊大輔・石島健太郎・佐藤香編『戦後日本の貧困と社会保障社会調査データの復元からみる家族』東京大学出版会，263-280頁.

秘

高齢者生活実態調査票

(昭和38年7月1日現在)

2

神奈川県民生部

福祉事務所	
調査員氏名	

1 この調査は60才以上(明治36年7月1日以前出生の人)の老齢者についてその生活実態を調査するものである。
 2 調査員はそれぞれ2世帯ずつ調査して下さい。〔1世帯は必ず60~69才の老齢者が居ること。他の1世帯には必ず70才以上の老齢者が居ること。〕
 3 1世帯に2人以上の老齢者がいる場合は、2人目からは、別の調査票に質問Ⅱ以下を記入して下さい。
 4 回答は該当する数字(または欄)を○で囲んで下さい。回答中()があるものは具体的な内容を記入して下さい。
 5 その他わからないことは福祉事務所に連絡して下さい。

1. 60才未満の人は有業者(5月中に少しでも) 2. 年長者より順に記入する。あととり 3. 続柄は男女を問わず最年長者を本人として本人を基準に記入のある仕事をした人)だけを記入する。 の場合は続柄を○で囲むこと。 妻(または夫)・長男・長男の妻というように記入する。

I 世帯 の 状 況	1	2	3 最終学歴			4 職 (呼称を具体的に)	5 従業上の地位		6 業種・企規模		7 雇用形態		8	9	10				
	続柄 (本人(男女))	年齢 令	旧小・新中	旧中・新高	旧高専・大		雇主人のある主	雇主人のない主	家族内職者	被雇用者	農林漁業	運送・建設・修繕業	その他の業種	常勤	臨時	日雇	勤労・事入 (5月分)	恩年 給金 (月額)(換算)	仕送 も入 (月額)(換算)
13	14		15			16		17		18		19		20		21		22	
世帯員数 ()人	5月中の世帯総収入 ()円		住居の所有関係 持家 借家 借居 借間 その他 ()			住居の広さ ()畳 ()畳		お宅でも家事をまもりしているのは誰ですか 1 本人 3 子供 5 その他 2 妻(または夫) 4 嫁											

これからは個人に関する事項・それぞれの老齢者について記入して下さい。

II 職業 歴	I		2		3	
	あなたの収入の総額(5月分、恩給・年金は月額に換算)	円	受けている恩給・年金の種類	1	2	仕送りをしてくれる人とその人数
今までに最も長くついでにいた職業 (呼称を具体的に)	1 勤労・事業収入 4 生活保護 7 有価証券収入		1 厚生年金 5 寡人恩給		1 子供()人	
1 業主 2 被雇用者	2 仕送り収入 5 家賃・間代 8 その他		2 福祉年金 6 私的年金		2 兄弟姉妹()人	
	3 恩給・年金 6 地代		3 共済組合 7 その他		3 その他() ()人	
			4 文官恩給			

IV 家族 関係	1 配偶の関係		4 同居している人についてその理由			5 別居している人についてその理由	
	1 未 婚 4 死 別 5 その他	2 有 配 偶	1 経済上のおもな理由	2 それ以外のおもな理由	3 このまま一緒に住らしたいですか	1 別居の理由	2 別居している子と暮らしたいですか
3 離 別	1 いける	1 一緒に住りたいから	1 別居しては生計が立たないから	2 仕事に都合がいいから	1 このまま暮らしたい	1 めんどうのみでない	1 一緒に暮らしたい
2 同居(一緒に住んで生計が同じ)していませんか	2 いけない	3 家が広いから	2 子供の都合が合わないから	3 家が狭いから	2 別の子供と暮らしたい	2 自分または子供の仕事の都合上	2 このままでよい
1 同居 3 別居	3 わからない	4 介護してもらうため	3 子供の家の手伝いをするため	4 介護してもらうため	3 自分だけ(夫婦)で暮らしたい	3 気楽だから	3 どちらでもよい
2 子供のところをまわろうとする	4 わからない	5 別居のための家がみつからないから	4 その他()	6 その他()	4 その他()	4 別居するのが当然だから	4 その他

V 就 業 状 況	1 就業日(5月について)		4 今の仕事に満足ですか		6 あなたは家事を手伝いますか	
	就業時間(1日平均)	時間	1 満足	2 不満足	3 わからない	1 手伝わない
1 就業理由	1 世帯におもにささえている		1 収入が少ない			2 手伝う
2 就業理由	2 おもな働き手ではないが家計を助けている		2 仕事に身体にきつすぎる			3 洗濯
3 就業理由	3 小づかいかせぎ		3 その他()			4 掃除
1 最後についていた仕事をやめた理由	1 働く必要がなくなったのでやめた		1 働いていない理由			7 使用している部屋
1 働いていない理由	1 働いていない間に老後の生活費ができた	1 定 年	1 身体がきかない			1 自分(夫婦)
2 子供が働くことで養ってもらえるようになった	2 傷 病	2 傷 病	2 家賃が不満足			3 子または孫と共用
3 その他()	3 会社の都合上	3 会社の都合上	3 仕事の日がない			4 その他
	4 その他()	4 その他()	4 身体にあう仕事がない			
			5 収入の多い仕事がない			
			6 その他()			

VI 健康 状況	1 現在医者にかかっていますか		2 日常生活に不自由がありますか		3 隣にいたつきりの人についておもに看養してくれる人は誰ですか	
	1 いない	2 いる	1 た だ し	2 多 量 に	1 夫(または妻)	4 その他の家族
1 いない	1 1年以内	1 た だ し	1 床についたつきり	4 耳が不自由	2 子・供	5 家政婦・看護婦
2 いる	2 1~3年	2 多 量 に	2 歩行が困難	5 普通話ができない	3 嫁	6 その他()
	3 3年以上	3 多 量 に	3 目が不自由	6 食事や洗濯が困難		
				7 大小便が普通に行かない		
				8 ときどき発作がふくくる		
				9 その他		

資料 高齢者調査の調査票

注：回答者1名につき、この調査票1枚を回答している。ただし、I「世帯の状況」は世帯パートであり、1世帯につき1人が回答し、世帯に複数の老齢者がいた場合は、2人目以降は空白となっている(一部記入がある場合は、照合して復元した)。II「職業歴」以降は、対象となる老齢者全員がそれぞれ回答している。

出典：神奈川県 (1965: 120)